



新潟県公報

平成29年
3月31日(金)
号外
第13号

目次

規則

○新潟県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

規則

新潟県規則第十八号

新潟県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

新潟県知事 福田 富一

新潟県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務決裁及び委任規則（平成十二年新潟県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二一本庁関係共通事項の表二十の項に次の一号を加える。

6 非常勤職員の子児休業及び 子児休業期間の延長の承認				○					
--------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第二二本庁関係特定事項(3)県民生活部ア県民文化課の表一の項第二十号中「仮認定」を「特例認定」に改め、別表第二二本庁関係特定事項(3)県民生活部エくらし安全安心課の表五の項第七号中「第21条の3」を「第21条の8」に改め、同表十七の項第一号中「第9条第5項」を「第10第5項」に改め、同表十八の項及び第十九の項を削り、別表第二二本庁関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林政策課の表に次のように加える。

5 森林法（昭和26 年法律第249号） に基づく事務	1 第10条の5第9項の規定による 協議の同意				○				
	2 第10条の11第3項の規定による 調停案の作成				○				

別表第二二本庁関係特定事項(4)環境森林部イ地球温暖化対策課の表一の項第一号中「第20条の3第1項」を「第21条第1項」に改め、同項第二号中「第23条第1項」を「第37条第1項」に改め、同項第三号中「第24条第1項」を「第38条第1項」に改め、別表第二二本庁関係特定事項(4)環境森林部イ環境保全課の表に次のように加える。

17 特定特殊自動車 排出ガスの規制等 に関する法律（平 成17年法律第51 号）に基づく事務	1 第18条第1項の規定による技術 基準適合命令（宇都宮市の区域内 において使用される特定特殊自動 車に係るものに限る。3、5及び 7において同じ。）				○				
	2 第18条第2項の規定による報告					○			
	3 第28条第2項の規定による指導 及び助言					○			

4	第28条第3項の規定による報告					○			
5	第29条第2項の規定による報告の徴収					○			
6	第29条第4項の規定による報告					○			
7	第30条第2項の規定による立入検査					○			
8	第30条第4項の規定による報告					○			

別表第二 本庁関係特定事項(4)環境森林部才廃棄物対策課の表に次のように加える。

8 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく事務	1	第13条第1項の規定による処分等措置					○		
	2	第13条第2項の規定による費用の徴収					○		
	3	第25条第1項(第19条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査等					○		

別表第二 本庁関係特定事項(4)環境森林部才林業振興課の表中「林業振興課」を「林業木材産業課」に改め、同表二の項第一号を削り、同項第二号中「及び第3項」の次に「(これらの規定を第109条第1項において準用する場合を含む。)」を、「限る。」の次に「2において同じ。」を加え、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

2	第10条第4項(第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理						○		
---	--	--	--	--	--	--	---	--	--

別表第二 本庁関係特定事項(4)環境森林部才林業振興課の表二の項第三号中「4、5、7、8、10及び16」を「4から8まで、10、11、13及び19」に改め、同項中第二十四号を第二十七号とし、第十五号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第101条第8項の規定による指定」を「第100条の8第1項、第100条の16第1項及び第100条の22第1項の規定による認可」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十二号を第十六号とし、第九号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同項第八号中「第61条第4項」の次に「(第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十一号とし、同項中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7	第26条の3第1項及び第3項(これらの規定を第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定による承認						○		
8	第26条の3第4項(第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理						○		

16 第55条の3第1項の規定による承認			○			
17 第55条の3第2項の規定による届出の受理				○		
18 第55条の4の規定による承認			○			

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部了保健福祉課の表一の項に次のように加える。

52 第121条の規定による命令			○			
------------------	--	--	---	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部了高齢対策課の表一の項第二号中「第43条第2項の規定による認可」を「第42条第2項の規定による選任」に改め、同項中第二十七号を第四十三号とし、第十二号から第二十六号までを十六号ずつ繰り下げ、第十二号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

28 第59条の規定による届出の受理				○		
--------------------	--	--	--	---	--	--

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部了高齢対策課の表一の項第十一号中「勸告」を「報告の徴収及び勸告」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第十号を第二十五号とし、第九号を第二十四号とし、第八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

23 第56条第11項の規定による報告の受理				○		
------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部了高齢対策課の表一の項中第七号を第二十一号とし、第三号から第六号までを十四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の十四号を加える。

3 第45条の6第2項の規定による選任			○			
4 第45条の9第5項の規定による許可			○			
5 第45条の36第2項の規定による認可			○			
6 第45条の36第4項の規定による届出の受理				○		
7 第46条第2項の規定による認可及び認定			○			
8 第46条第3項の規定による届出の受理				○		
9 第46条の6第4項及び第5項の規定による届出の受理				○		
10 第47条の5の規定による届出の				○		

受理						
11 第50条第3項の規定による認可			○			
12 第54条の6第2項の規定による認可			○			
13 第55条の2第1項の規定による承認			○			
14 第55条の3第1項の規定による承認			○			
15 第55条の3第2項の規定による届出の受理				○		
16 第55条の4の規定による承認			○			

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部工健康増進課の表六の項中「食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令」の次に「（平成27年政令第68号）」を加え、別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部才障害福祉課の表一の項第二号中「第43条第2項の規定による認可」を「第42条第2項の規定による選任」に改め、同項中第二十七号を第四十三号とし、第十三号から第二十六号までを十六号ずつ繰り下げ、第十二号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

28 第59条の規定による届出の受理			○			
--------------------	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部才障害福祉課の表一の項第十一号中「勧告」を「報告の徴収及び勧告」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第十号を第二十五号とし、第九号を第二十四号とし、第八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

23 第56条第11項の規定による報告の受理			○			
------------------------	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項⑥保健福祉部才障害福祉課の表一の項中第七号を第二十一号とし、第三号から第六号までを十四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の十四号を加える。

3 第45条の6第2項の規定による選任			○			
4 第45条の9第5項の規定による許可			○			
5 第45条の36第2項の規定による認可			○			
6 第45条の36第4項の規定による届出の受理				○		
7 第46条第2項の規定による認可及び認定			○			

8 第46条第3項の規定による届出の受理				○		
9 第46条の6第4項及び第5項の規定による届出の受理				○		
10 第47条の5の規定による届出の受理				○		
11 第50条第3項の規定による認可			○			
12 第54条の6第2項の規定による認可			○			
13 第55条の2第1項の規定による承認			○			
14 第55条の3第1項の規定による承認			○			
15 第55条の3第2項の規定による届出の受理				○		
16 第55条の4の規定による承認			○			

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部力こども政策課の表一の項第二号中「第43条第2項の規定による認可」を「第42条第2項の規定による選任」に改め、同項中第二十七号を第四十三号とし、第二十二号から第二十六号までを十六号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中「22」を「38」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第二十号を第三十六号とし、第十三号から第十九号までを十六号ずつ繰り下げ、第十二号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

28 第59条の規定による届出の受理				○		
--------------------	--	--	--	---	--	--

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部力こども政策課の表一の項第十一号中「勸告」を「報告の徴収及び勸告」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第十号を第二十五号とし、第九号を第二十四号とし、第八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

23 第56条第11項の規定による報告の受理				○		
------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部力こども政策課の表一の項中第七号を第二十一号とし、第三号から第六号までを十四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の十四号を加える。

3 第45条の6第2項の規定による選任			○			
4 第45条の9第5項の規定による許可			○			
5 第45条の36第2項の規定による			○			

認可						
6 第45条の36第4項の規定による届出の受理				○		
7 第46条第2項の規定による認可及び認定			○			
8 第46条第3項の規定による届出の受理				○		
9 第46条の6第4項及び第5項の規定による届出の受理				○		
10 第47条の5の規定による届出の受理				○		
11 第50条第3項の規定による認可			○			
12 第54条の6第2項の規定による認可			○			
13 第55条の2第1項の規定による承認			○			
14 第55条の3第1項の規定による承認			○			
15 第55条の3第2項の規定による届出の受理				○		
16 第55条の4の規定による承認			○			

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部力こども政策課の表一の項中第二十一号を第二十四号とし、第六号から第二十号までを三号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の三号を加える。

6 第34条の18の規定による届出の受理				○		
7 第34条の18の2第1項の規定による報告の徴収、立入調査等			○			
8 第34条の18の2第3項の規定による命令			○			

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部力こども政策課の表四の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 第6条の11の2の規定による全部免除				○		
----------------------	--	--	--	---	--	--

別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部子ども政策課の表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部生活衛生課の表二十二の項中第二号を八号とし、第一号を第七号とし、同項に第一号から第六号までとして次の六号を加える。

1 第5条第1項第1号及び第6条第1項第1号の規定による指示及び公表				○		
2 第5条第1項第2号及び第3号並びに第6条第1項第3号及び第4号の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求				○		
3 第5条第1項第4号及び第6条第1項第5号の規定による立入検査及び質問				○		
4 第5条第1項第5号及び第6条第1項第6号の規定による申出の受付及び調査				○		
5 第5条第3項、第4項及び第7項並びに第6条第3項、第4項及び第7項の規定による報告					○	
6 第6条第1項第2号の規定による命令及び公表			○			

別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部生活衛生課の表二十八の項に次の十六号を加える。

8 第21条第1項の規定による指定			○			
9 第23条第2項の規定による届出の受理				○		
10 第25条第3項の規定による報告の受理				○		
11 第26条第1項の規定による許可				○		
12 第26条第2項の規定による届出の受理				○		
13 第26条第3項の規定による解任命令			○			
14 第28条第1項の規定による認可				○		
15 第28条第2項の規定による変更				○		

命令							
16 第29条第1項の規定による認可				○			
17 第29条第2項の規定による事業報告書等の受理				○			
18 第31条第1項の規定による監督命令				○			
19 第32条第1項の規定による許可			○				
20 第33条第1項の規定による指定の取消し				○			
21 第33条第2項の規定による指定の取消し及び業務の停止命令				○			
22 第37条第2項の規定による報告の徴収				○			
23 第38条第2項の規定による立入検査				○			

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部ク業務課の表七の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の1号を加える。

4 第18条の規定による免許の取消し				○			
--------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項⑥産業労働観光部ク経営支援課の表五の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第一号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第二号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項第三号中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同表中十二の項を十三の項とし、六の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、五の項の次に次のように加える。

6 中小企業等経営強化法施行規則(平成11年通商産業省令第74号)に基づく事務	1 第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による確認				○			
	2 第5条第1項及び第5条の2第1項の規定による確認				○			

別表第二本庁関係特定事項⑦農政部ク経済流通課の表中五の項及び六の項を削り、七の項を五の項とし、八の項を六の項とし、九の項を七の項とし、同表十の項第六号中「(2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがる農業共済組合に係るものに限る。)」を削り、同項第十八号中「(軽易なものは、2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがる農業共済組合に係るものに限る。)」を削り、同項を同表八の項とし、同表中十一の項を九の項とし、十二の項から二十二の項までを二項ずつ繰り上げ、別表第二本庁関係特定事項⑧県土整備部ク建築課の表二の項第二号を削り、同表中十の項を削り、十一の項を十の項とし、同表十二の項第一号を次のように改める。

1 第15条第1項の規定による委任				○			
-------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第二二本庁関係特定事項(8)県土整備部工建築課の表十二の項第二号から第七号までを削り、同項を同表十一の項とする。

別表第二二出先機関関係特定事項(4)環境森林部環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表一の項第一号中「19」を「20」に改め、同表十三の項第一号中「第8条」を「第8条第1項(第15条及び第19条において準用する場合を含む。)」に改め、同項第二号中「第9条」の次に「(第15条及び第19条において準用する場合を含む。)」を加え、同項第七号中「第18条」を「第25条第1項(第19条において準用する場合を含む。)」とし、「立入検査」を「立入検査等」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第17条」を「第24条(第19条において準用する場合を含む。)」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「第16条」を「第12条(第15条において準用する場合を含む。)」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

8 第16条第2項(第19条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○				○	
--	--	---	--	--	--	---	--

別表第二二出先機関関係特定事項(4)環境森林部環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表十二の項第四号中「第14条」を「第11条(第15条及び第19条において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同項第六号とし、同項第三号中「第12条第2項」を「第10条第4項(第19条において準用する場合を含む。)」に改め、同号を同項第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

3 第10条第2項(第15条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○				○	
4 第10条第3項及び第18条第2項の規定による届出の受理		○				○	

別表第二二出先機関関係特定事項(4)環境森林部環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表中四十の項を四十一の項とし、第二十三の項から第三十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十二の項中七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

9 第61条第4項(第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○				○	
--	--	---	--	--	--	---	--

別表第二二出先機関関係特定事項(4)環境森林部環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表二十二の項中第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

6 第26条の3第1項及び第3項の規定による承認		○				○	
7 第26条の3第4項の規定による届出の受理		○				○	

別表第二二出先機関関係特定事項(4)環境森林部環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表二十二の項第三号の次に次の一号を加える。

4 第19条第4項及び第24条第4項の規定による届出の受理		○				○	
-------------------------------	--	---	--	--	--	---	--

別表第二二出先機関関係特定事項(4)環境森林部環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表

中二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、二十の項を二十一の項とし、十九の項の次に次のように加える。

20 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく事務	1 第18条第1項の規定による技術基準適合命令（所管区域内において使用される特定特殊自動車に係るものに限る。以下この項において同じ。）		○	○				
	2 第28条第2項の規定による指導及び助言		○			○		
	3 第29条第2項の規定による報告の徴収		○				○	
	4 第30条第2項の規定による立入検査		○				○	

別表第三二出先機関関係特定事項(6)保健福祉部ア健康福祉センターの表十の項第八号を削り、同表十三の項第一号を次のように改める。

1 第5条の規定による認定	○								今市健康福祉センター、栃木健康福祉センター、矢板健康福祉センター及び烏山健康福祉センターを除く。以下この項及び次項において同じ。
---------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(6)保健福祉部ア健康福祉センターの表十四の項第一号を次のように改める。

1 第34条の12の規定による届出の受理		○	○						
----------------------	--	---	---	--	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(6)保健福祉部ア食肉衛生検査所の表五の項第七号中「及び第2項」を削り、「5」を「以下の項」に改め、同項第八号中「及び第2項」を削り、別表第三二出先機関関係特定事項(6)産業労働観光部ア計量検定所の表四の項第二号を削り、別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、八の項から二十一の項までを三項ずつ繰り上げ、同表二十二の項第十九号中「21から25号」を「20から23号」に改め、同項を同表十九の項とし、同表中二十三の項を二十の項とし、二十四の項から三十二の項までを三項ずつ繰り上げ、別表第三二出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表中二十の項を削り、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十七の項を十八の項とし、十六の項の次に次のように加える。

17 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づ	1 第137条の16第2号の規定による認定		○	○					宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃
------------------------------	-----------------------	--	---	---	--	--	--	--	--------------------

く事務									木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------------------

別表第三の出発機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表中五十の項を五十二の項とし、二十三の項から四十九の項までを二項ずつ繰り下げ、二十二の項の次に次のように加える。

23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務	1 第8条の規定による指導及び助言		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	2 第12条第1項及び第2項の規定による判定		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	3 第13条第2項及び第3項の規定による判定		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	4 第14条第1項の規定による命令		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	5 第14条第2項の規定による要請		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	6 第16条第1項及び第2項の規定による指示及び命令		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土

							木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
7	第16条第3項の規定による協議		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
8	第17条第1項の規定による報告 の徴収及び立入検査		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
9	第19条第1項から第3項までの 規定による届出の受理、指示及び 命令		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
10	第20条第2項及び第3項の規定 による通知の受理及び協議		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
11	第21条第1項の規定による報告 の徴収及び立入検査		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
12	第30条第1項及び第3項（これ らの規定を第31条第2項において 準用する場合を含む。）の規定に よる認定及び通知		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土

							木事務所に限る。
13	第32条の規定による報告の徴収		○	○			宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
14	第33条の規定による命令		○	○			宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
15	第34条の規定による認定の取消し		○	○			宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
16	第36条第2項の規定による認定		○	○			宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
17	第37条の規定による認定の取消し		○	○			宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
18	第38条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○	○			宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。

24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）に基づく事務	1 第11条の規定による証明書の交付		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
---	--------------------	--	---	---	--	--	--	--

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(人 署 証)